平成２７年（フ）第１６７号
沖縄県沖縄市海邦１丁目15番28号　ベイサイド海邦Ｂ棟609号室
債務者　山城　正大
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第６８９号
静岡県焼津市五ケ堀之内856番地　サーラシティー101号
債務者　石川千惠子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月18日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第９１０３号
東京都江戸川区大杉３丁目22―18
破産者　岩崎　　榮
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１０５号
東京都江戸川区東小松川１丁目８番13―601
破産者　岩崎　直江
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０６３２号
東京都中央区日本橋馬喰町２丁目７番13号
破産者　株式会社エスマイル
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７６号
東京都大田区西蒲田７丁目36番７号
破産者　株式会社荒井組
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７７号
東京都大田区西蒲田７丁目36番７号
破産者　株式会社アライブクラブ
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１７号
埼玉県ふじみ野市松山２－６－１　アヴィニヨン105、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝１丁目13番18号
破産者　有限会社陽光堂印刷
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１８号
埼玉県ふじみ野市松山２丁目６－１－105
破産者　森　　次男
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１９２号
東京都世田谷区砧７丁目18―34　第三東宝ハウス202、開始決定時の住所東京都世田谷区船橋５丁目17―８―402
破産者　石井　　淳
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４０８号
千葉県流山市東初石１丁目71―14
破産者　野邊　正行
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４０９号
千葉県流山市東初石１丁目71―14
破産者　野邊　昌浩
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５３０号
東京都武蔵野市八幡町３丁目２―20　パークアベニュー・Ｂ２
破産者　藤村　孝幸
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５３１号
東京都武蔵野市八幡町３丁目２―20　パークアベニュー・Ｂ２
破産者　藤村　恭子
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８９３号
東京都板橋区赤塚４丁目２番７号
破産者　有限会社ジェイエヌエス
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９４３号
東京都港区麻布十番２丁目13―１　メゾネットフジビル５Ｄ
破産者　窪田　雄謙
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１９２号
東京都足立区中央本町２丁目14番17―803号
破産者　株式会社新生
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１９３号
東京都足立区中央本町２丁目４―24―302
破産者　粕谷　正幸
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１９４号
東京都足立区中央本町２丁目４―24―302
破産者　粕谷千栄子
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３８６号
東京都江東区北砂３丁目12―１
破産者　鈴木　美子
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５１９号
東京都墨田区京島１丁目41―17―202　コーポフジムラⅠ
破産者　川上　靖敏
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部